

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 341 号）

規制の名称：米軍機等の運航に影響を及ぼすおそれのある行為に対する航空法の適用

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：国土交通省航空局安全部安全企画課

評価実施時期：令和 3 年 12 月 22 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

平成 28 年（2016 年）頃（事前評価時点）、空港に離着陸しようとする航空機に向かってレーザー光を照射する等の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為が増加していたところ、航空安全の確保のため、空港周辺の空域を飛行する航空機に向かってレーザーを照射すること等を禁止することとし、安全対策を推進することとしていた。

この点、米軍の航空機に対しても同様な行為が発生していたが、米軍の航空機に関しては日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和 27 年法律第 232 号。以下「航空法特例法」という。）において、同国のために又は同国の管理の下に公の目的で運航される航空機については政令で定めるものを除き航空法の適用除外とされていた。

このため、航空法施行規則の一部改正（平成 28 年国土交通省令第 77 号）により、航空機の飛行に影響を及ぼす行為として空港周辺で航空機に対しレーザー光を照射する等の行為を国土交通省令において定め規制するとともに、米軍の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある当該行為も民間航空機に対するものと同様に規制することとするよう、規制の事前評価を行った上で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令（昭和 34 年政令第 334 号。以下「航空法特例法施行令」という。）の改正により、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止を定めた航空法第 99 条の 2 を米軍機にも適用することとした。

この改正により、米軍の航空機等に対しレーザー光を照射する等の行為を抑制させる行動に法的根拠を伴わせることが可能となり、空港において当該行為を禁止する旨を HP 等に掲載する等

の周知を通じて、米軍機等に対しレーザー光の照射を行おうとする者に対しての一定の牽制効果を発揮していると考えられる。

一方、規制の事前評価後も、米軍機等に対するレーザー光の照射等の事案は一定数発生しており、また、レーザー照射を強制的に防止するような技術も開発されていないことから、当該行為を禁止する規制が必要である社会的情勢は依然として変わっていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制が導入されなかった場合のベースラインとして、米軍機等に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について航空法において規制を行わずに、自主規制にとどまる場合、規制の事前評価時点以降も米軍飛行場周辺で航空機に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為が継続して発生していたおそれがあるものと推測される。

規制の導入後においても、レーザー照射の問題が一定数発生していることを考慮すると、当該行為をする者に対する規制による牽制効果を引き続き持たせることが必要である。

③ 必要性の検証

交通政策審議会航空分科会技術・安全部会（平成 28 年 8 月 9 日）において、事務局から、航空機に向かってレーザー光を照射する行為の状況等について資料を提出し説明したところ、出席委員から、国として対策を講じることについて賛意が示されたが、その時期の社会情勢と現在を比較しても大幅に変化している事実は認められない。

仮に、「当該規制の継続は不必要」として米軍機へレーザー照射を行う行為を禁止する規制が撤廃された場合、米軍機に対しては当該行為が許容され得るのかという反対解釈が惹起され、今よりも更に状況を悪化させるおそれがあることから、安全対策を推進する姿勢を変更することなく継続して実施していく必要があると言える。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

事前評価時は、遵守費用として、航空法第 99 条の 2（現行第 134 条の 3）に規定する許可を得るための申請に係る費用を想定していたところ。

米軍機の活動に脅威をもたらすおそれがあることから、米軍機の飛行に影響を及ぼす可能性のある行為を行うための当該許可申請件数及びそれに係る遵守費用は公表しないが、費用は軽微である。

⑤ 「行政費用」の把握

事前評価時は、行政費用として、航空法第 99 条の 2（現行第 134 条の 3）に規定する許可にかかる費用を想定していたところ。

米軍機の活動に脅威をもたらすおそれがあることから、米軍機の飛行に影響を及ぼす可能性のある行為を行うための当該許可申請件数及びそれに係る行政費用は公表しないが、費用は軽微

である。

⑥ 効果（定量化）の把握

航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について抑止力を確保することにより、米軍機等及び国民の生命・財産に対する危害を未然に防ぐものであることから、当該規制により未然に防止された行為の件数と、それによる国民の生命・財産の安全確保の効果を定量的に把握することは困難であるが、本規制の導入により、航空機に対しレーザー光を照射する等の行為が法的にも明確に禁止されたことが広く周知され、米軍機等に対しレーザー光の照射を行おうとする者に対しての牽制・抑止効果を発揮していると考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記⑥のとおり、当該規制の新設の効果を定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見られなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

本規制の導入後、社会経済情勢等の変化による影響は生じておらず、また、事前評価時に想定した課題は継続していることや、本規制の導入に伴い発生した費用は、機微な情報になり得ることから具体的に公表することができないものの、事前評価時の想定とかい離しておらず、軽微であること、副次的な影響及び波及的な影響も発生していないこと、便益について定量化および金銭価値化することは困難であるが米軍機等及び国民の生命・財産に対する危害の未然防止に資すること等から本規制を継続することが妥当である。

（なお、航空法第 99 条の 2 は、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るため、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第 38 号）により、航空機に加え無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を合わせて規制する観点から航空法第 134 条の 3 として新たに規定されている。これにより、「航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止」は航空法特例法第 3 項による適用除外対象ではなくなり、航空法特例法施行令から航空法第 99 条の 2 は削除されている。）